

長野県環境影響評価技術委員会の意見（案）

(F S P S 佐久市八風太陽光発電所事業に係る環境影響評価方法書)

[全般]

- 1 計画段階環境配慮書、平成 29 年 11 月に公告した環境影響評価方法書及び事業内容修正後の環境影響評価方法書において収集及び整理した情報や各段階における検討の結果を、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において記載すること。

[事業計画]

- 2 土地利用計画を十分に検討し、事業実施に伴う切土・盛土量をできる限り減らすとともに、準備書において、土地改変の状況、土砂流出防止対策や斜面等の安定性の検討結果を分かりやすく記載すること。
- 3 森林の伐採等により、降雨時の流出水量の増加が懸念されることから、地下水涵養のために、調整池において雨水等をできる限り浸透させる方法を採用するよう検討し、その結果を準備書において示すこと。
- 4 伐根を伴う地均しに当たっては、できる限り地表面のかく乱を抑制し、表土の保全を図ること。また、緑化に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺に生育する在来種を用いるよう努めること。
- 5 木くずチップの敷き均しについては、その有無により生じる影響を比較し、実施するかどうか検討した結果を準備書において示すこと。また、木くずチップを敷き均す場合には、関連する予測評価項目においてその影響を予測評価結果に反映すること。

[騒音、振動、低周波音]

- 6 騒音、振動、低周波音の予測結果について、対象事業実施区域周辺の住宅や公共施設を明示した図面を使用し、センターを活用して分かりやすく示すことにより、地域住民の安心の確保に努めること。

[水質、水象]

- 7 河川流量の調査に当たっては、事業実施に伴う影響を的確に把握するため、適切な複数の地点において、年間を通じて連続測定を行うこと。

[土壤汚染]

- 8 準備書において、太陽光パネルに含有される有害物質に関する情報を明らかにした上で、太陽光パネルの破損又は廃棄に伴い有害物質が土壤へ及ぼす影響を適切に予測評価すること。

[植物、動物、生態系]

- 9 本事業において、森林の半分以上が草地に変わることを前提に、土地利用計画図を現存植生図や生態系の環境類型図と重ね合わせ、現況と事業実施後の植生等の比率を比較し、影響の有無を検討するなど定量的に予測評価を行うこと。
- 10 植生調査の結果は、植物、動物、生態系等の基礎情報になることから、土地利用の変化、林床の違い、動物の調査地点等も踏まえ、できる限り多くの調査地点を設定すること。
- 11 事業実施により発生する草地が採食地としてシカを誘引し、希少植物や周辺の農作物等への食害を引き起こすことなどが懸念されるため、哺乳類の移動経路を的確に把握した上で、太陽光パネル等の施設を囲うフェンスの設置計画を策定するとともに、フェンスの設置に係る対象事業実施区域及びその周辺における動物及び生態系への影響を適切に予測評価し、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討すること。
- 12 チョウ類の調査に当たっては、アカセセリの調査地点に食草のヒカゲスグが確認された地点を加えるなど、食草と紐づけて調査地点を設定すること。また、対象事業実施区域及びその周辺において個体群が維持されているか把握するという観点から調査を行い、その結果を踏まえて、適切に予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- 13 森林の伐採、太陽光パネルの設置等による鳥類への影響を適切に把握するため、土地利用の変化を踏まえて調査地点を設定し、工事着手前から太陽光発電所供用後まで継続して調査を行うよう計画すること。

[景観]

- 14 対象事業実施区域が隣接する上信越自動車道からの景観の調査に当たっては、走行する車からの視野を考慮して複数のフォトモンタージュを作成し、丁寧に予測及び評価を行うこと。

[廃棄物等]

- 15 調整池から発生する浚渫土について、準備書においてその具体的な処理方法等を記載するとともに、対象事業実施区域外へ搬出する場合は、その発生量等を予測及び評価の対象とすること。

[その他]

- 16 森林を伐採して太陽光パネルを設置することにより、対象事業実施区域及びその周辺における気温の変化が懸念されるため、気温変化を的確に把握できる地点において、工事着手前から太陽光発電所供用後まで継続して気温を測定すること。